

第1章 景観計画の概要

1. 景観形成の将来像と目標

わがまちに愛着と誇りをもてるよう、みんなで豊見城のよさを守り育てていく景観まちづくりに取り組むことを目指し、本市の景観まちづくりの将来像と4つの目標を定めます。

①将来像

愛着と誇り みんなで育みつなぐ わったあ〜^{とみくすく}豊見城の景観まちづくり！

②4つの目標

①豊見城を育んだ緑、水、土を守り、いかす景観まちづくり

緑の丘陵や海・川の水辺といった、緑・水辺景観を次世代へと伝えていきます。



②豊見城の歴史文化を受け継ぐ景観まちづくり

文化財や祖先から受け継いだ歴史文化資源を大切にし、まちやくらしのなかで受け継いでいきます。



③みんなで磨く、市民が参画する景観まちづくり

暮らしやすいまち豊見城。市民が身の回りを少しずつ整えることでさらに磨いていきます。



④魅力と活力ある交流空間の景観まちづくり

人の集う交流空間の整備にあたっては積極的に、魅力、活気、そして品格を備えた景観を創出します。



2. 景観計画の区域

(1) 景観計画区域

豊見城市は、市全域（約 19.45 km²）及びサンゴ礁の発達する海域、干潟、浅瀬までを景観計画区域の範囲として定めます。

(2) 地域に応じた誘導・規制

地域の特性に応じた景観形成を図るため、緩やかな誘導・規制を行う地区、きめ細やかな誘導・規制を行う地区を段階的に設定します。

①景観形成一般地区

市全域を景観形成一般地区（以下「一般地区」と言います。）に定め、市全域の一般的な景観形成基準を定めゆるやかな誘導・規制を行います。

ほとんどの自治体では景観計画区域全体を一般地区として定めています。

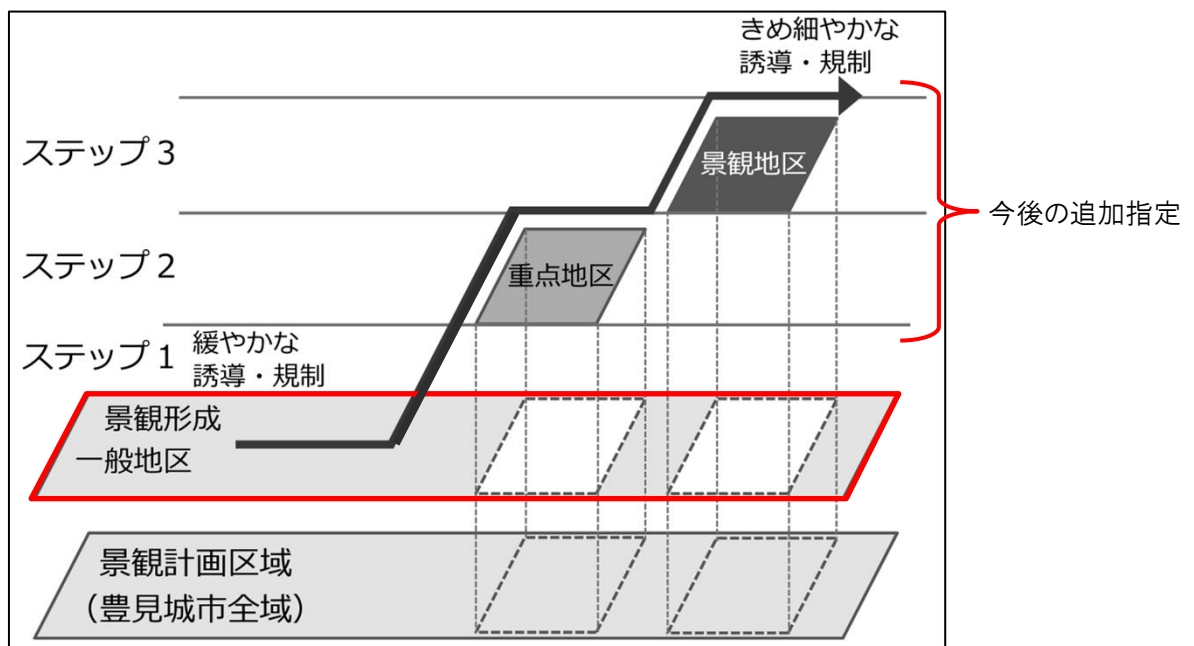
②景観形成重点地区

一般地区のうち、地域の特性に応じきめ細やかな誘導・規制を行う必要がある地区を景観形成重点地区（以下「重点地区」といいます。）に定めます。重点地区は、細かい誘導・規制を行うことにより先導的なモデル地区となります。

③景観地区（景観法第61条）

都市計画区域内において、市街地の良好な景観の形成を図るため景観地区を定めることができます。重点地区に比べて基準の実効性がより高まります。

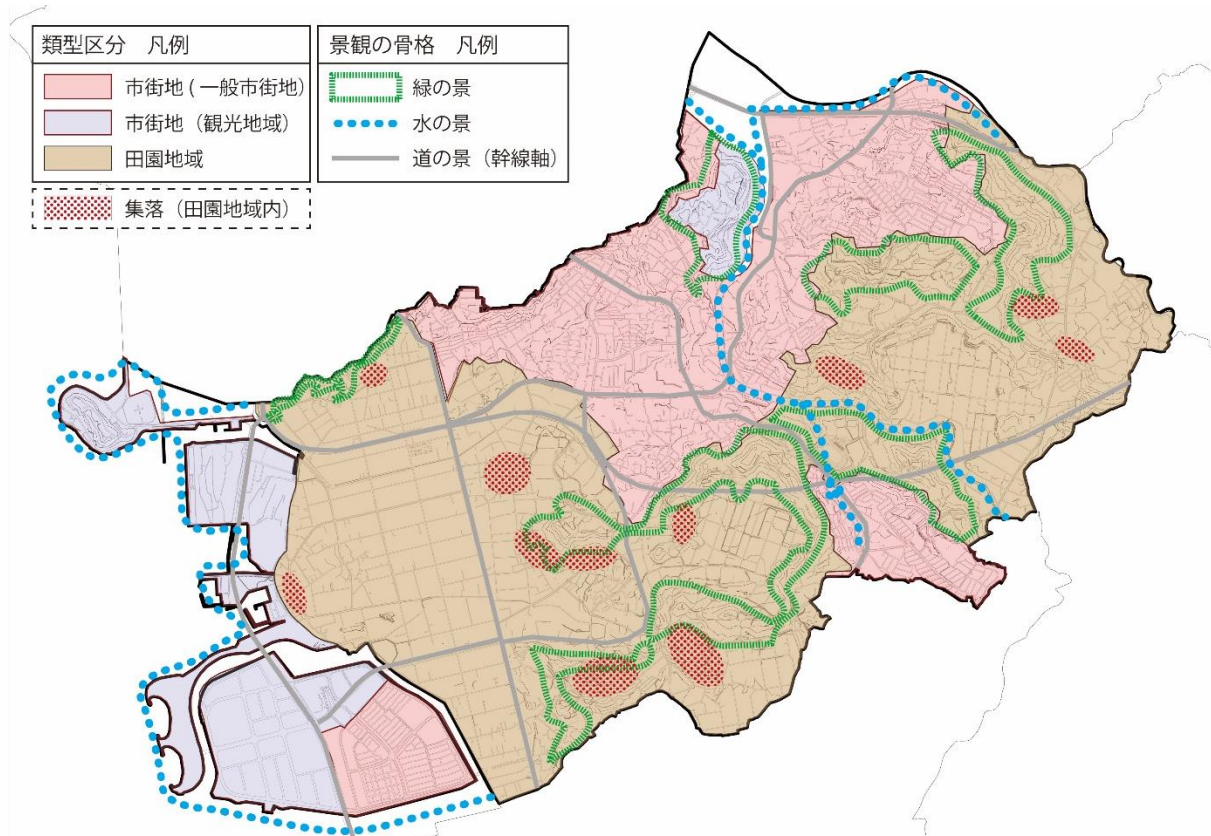
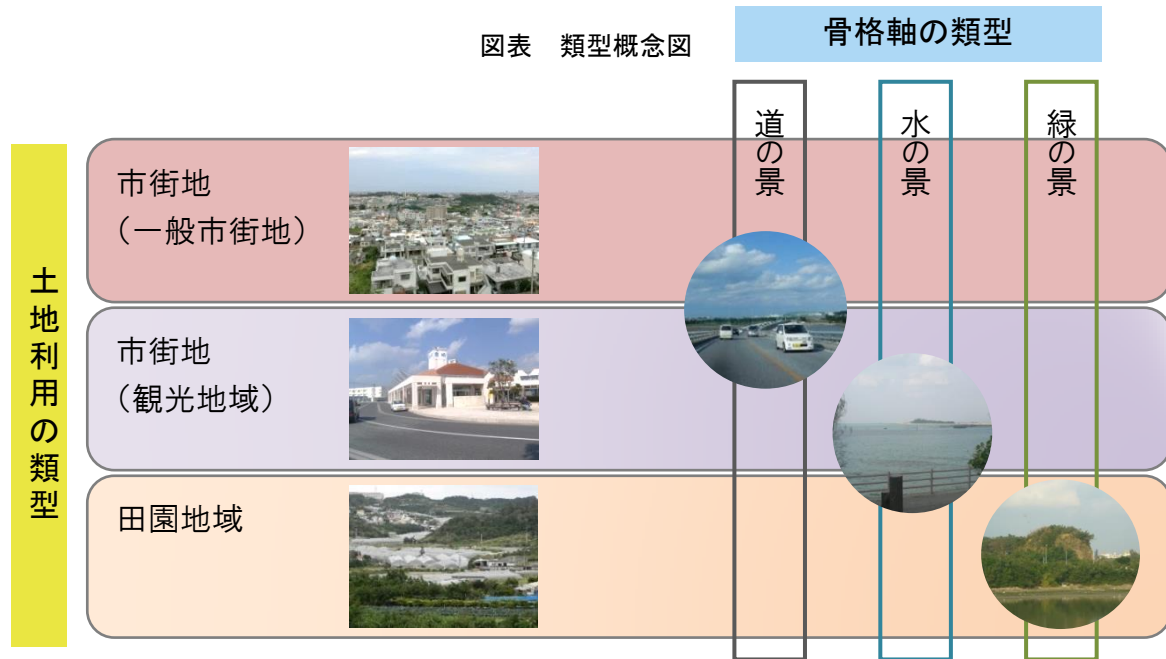
ただし、現在は全体を一般地区としています。今後、地域の実情に応じて重点地区や景観地区の追加を検討します。



3. 地区別の景観形成の考え方

(1) 地区に応じた景観づくりの考え方

景観計画では、土地利用を基に以下のように類型化し、区分ごとに景観まちづくりの方針を定めています。



(2) 骨格軸に係る建築等の考え方

①緑の景

景観の骨格となる山並みの景観を生かすよう努めます。特に高台の工作物は山並みの景観を損ねないようにします。

景観形成方針

- ・緑の保全と共に市民が自然の中で楽しめる施設整備及び市内を眺望する良好な視点場づくりなどの景観整備を図ります。
- ・斜面緑地の保全を図り、安全でうるおいある景観の維持を図ります。
- ・グスク等の歴史文化資源を活かした景観形成を図ります。
- ・鉄塔及び貯水タンク等は、山並みの景観を損ねない配置、形態及び色彩などに留意するなどの景観形成に努めます。

②水の景

水辺景観は豊見城らしさの一つです。水源での建築等は、水辺の良好な景観を阻害しないものとし、可能な場合は人々の視点場となるよう活用します。

景観形成方針

- ・水辺空間は地域の自然と生物多様性を支える重要な場として、水辺景観の保全と活用に努めます。
- ・橋梁や水際の施設は、水辺の良好な景観を阻害しないものとするとともに、視点場としての適切な活用を図ります。

③道の景

道からの景観は最も多くの目にふれるところです。沿道での建築等は、それぞれの道の性格に応じて美観や賑わいづくりに努めます。

景観形成方針

- ・幹線道路は、各道路の特徴や機能にあわせ、緑の豊かさや海空の広がりを感じられるなどの良好な道路景観の形成に努めます。
- ・幹線道路が交わる主要な交差点や橋は、都市の結節点として認識される空間であり、高質な空間づくりに努めます。
- ・橋梁などの大規模な構造物は、周囲の景観との調和に配慮した景観形成に努めます。
- ・計画的開発を行うエリアの道路では、快適で沿道の賑わいを創出する景観まちづくりを図ります。
- ・主要な生活幹線道路は、各道路の特徴や機能にあわせた道路景観の形成を図ります。



(3) 土地利用類型別の考え方

①市街地（一般市街地）

景観形成方針

- ・各地域の個性や資源を活かした緑豊かな景観の形成を目指します。

空間特性に応じた建築等の考え方




住宅市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住環境を保つため、建築物の新築や改築等は、周囲のまちなみと調和する規模、意匠及び色彩に配慮しましょう。 ・民家の石垣やヒンプンの保存及び活用、屋敷内の緑化を推進し、自然と文化の調和した景観の形成を図りましょう。 	
市街地整備事業 地区計画 宅地開発	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地整備事業及び地区計画を導入している地区では、ルールに沿って調和のとれた建築等を行いましょ ・宅地開発地では、建替時にもまちなみの調和が保たれるように意匠面の配慮や緑化に努めましょう。 	


②市街地（観光地域）

景観形成方針

- ・美しい海などの自然環境を活かした観光に特化した景観まちづくりを目指します。

空間特性に応じた建築等の考え方

瀬長島一带	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬長島の歴史文化と慶良間諸島や航空機の離発着などの良好な景観、水辺景観などを生かしましょう。 ・島の環境に調和する植物を活用した緑化を図りましょう。 ・人工物は景観を損なわないような規模、形態及び意匠などに配慮しましょう。 	
与根一带	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな都市施設やレクリエーション施設は、海への眺望景観を活かし、公共的な視点場の提供に努めましょう。また大規模な施設は緑化を充実させ、周辺に配慮した景観形成を図りましょう。 	
豊崎一带	<ul style="list-style-type: none"> ・交流施設や商業施設、観光拠点はリゾート感豊かなしつらえとし、来場者を迎えるホスピタリティと賑わいを創出しましょう。水緑豊かなオープンスペースを活用し、市民や多くの来訪者が散策や憩いを楽しめる空間づくりを図りましょう。 	



豊見城城址 一帯	<ul style="list-style-type: none"> ・豊見城城址から海軍壕公園にかけての一带における建築等は、水と緑に囲まれた歴史的雰囲気と調和させましょう。 	
観光地域における一般建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の良好な景観資源を損なわないよう、規模形態・意匠・色彩・緑化等に十分配慮しましょう。可能ならば景観資源への開かれた視点場として生かすことも検討しましょう。 	

③ 田園地域

景観形成方針

- ・伝統的な集落は、御嶽やクサティ森とのつながりなどの骨格形成の歴史を踏まえ、景観資源の保全と再生を目指します。
- ・農地は、緑豊かな環境の保全と地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の形成と保全を目指します。

空間特性に応じた建築等の考え方

伝統的集落	<ul style="list-style-type: none"> ・集落内では、低層の屋敷並みを基調とし、周囲から突出した規模にならないようにしましょう。また、屋敷林や石垣、生垣の風情を活かした緑豊かな住環境を維持できるような限りこれらを保全し、境界部の緑化の充実に努めましょう。 ・拝所など歴史資源を尊重しましょう。 	
農地	<ul style="list-style-type: none"> ・農地での工作物設置や開発においては、周囲の緑景観と調和するよう緑化に努めましょう。 	
伝統的集落以外の田園地域における一般建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ・広がりある緑の多い田園空間では、建築物等はまちなみとしてよりも単体で見られる場合も多いことから遠景ー中景（離れたところから見渡す）における周辺景観とのバランスに注意しましょう。またできるだけ緑化にも努めましょう。 	